警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十七号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

北海道	一〇、二八三人
青森県	二、二七七人
岩手県	二、一〇八人
宮城県	三、六五〇人
秋田県	一、九二五人
山形県	一、九六〇人
福島県	三、二三九人
茨城県	四、七四七人
栃木県	三、三二人
群馬県	三、三五五人
埼玉県	一一、一八四人
東京都	四二、四七二人
千葉県	九、五二九人
神奈川県	一五、〇七三人
新潟県	四、〇七六人
山梨県	一、六四四人
長野県	三、三四三人
静岡県	六、一一五人
富山県	一、九一三人
石川県	一、九五一人
福井県	一、七〇九人
岐阜県	三、四二六人
愛知県	一三、一一〇人
三重県	二、九九〇人
滋賀県	二、二〇七人
京都府	六、三六三人
大阪府	二〇、七五五人
兵庫県	一一、五八二人
奈良県	二、四二六人
和歌山県	二、一一三人
鳥取県	一、二〇三人
島根県	一、四九五人
岡山県	三、四一一人
広島県	五、〇一三人
山口県	三、〇五四人
徳島県	一、五一五人
香川県	一、八一八人
愛媛県	二、四〇〇人
高知県	一、五七四人
福岡県	一〇、七〇五人
佐賀県	一、六七八人
長崎県	二、九九七人
熊本県	三、〇〇〇人
大分県	二、〇三三人
宮崎県	一、九八三人
鹿児島県	二、九七五人
沖縄県	二、五六九人

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三